

倉敷市少年自然の家 施設整備運営事業

入札説明書

平成 30 年 8 月 30 日

倉敷市

本入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、倉敷市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PF1法」という。）に基づき、平成30年6月28日に特定事業として選定した倉敷市少年自然の家施設整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の選定のための一般競争入札（以下「本件入札」という。）を実施するにあたり、本事業及び本件入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す資料は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。なお、平成30年2月1日に公表した実施方針及び平成30年5月16日に公表した実施方針（修正版）（以下「実施方針」という。）は、本件入札の条件を構成せず、その後公表された「実施方針に関する質問・意見に対する回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。

○別添資料

別添資料1 要求水準書

別添資料2 落札者決定基準

別添資料3 様式集

別添資料4 基本協定書（案）

別添資料5 事業契約書（案）

目 次

第1 特定事業の概要.....	1
1 事業名称	1
2 対象施設となる公共施設	1
3 公共施設の管理者の名称.....	1
4 事業の目的.....	1
5 基本理念	1
6 事業の内容.....	2
7 法令等の遵守	5
第2 入札参加者に関する条件等	9
1 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件.....	9
2 入札に関する留意事項.....	12
第3 事業者の募集及び選定に関する事項.....	14
1 事業者の募集・選定スケジュール（想定）	14
2 入札手続き等の内容	14
第4 提案条件に関する事項.....	19
1 公共施設等の立地等に関する条件	19
2 各種業務に関する提案の条件.....	20
3 事業計画に関する条件.....	20
4 予定価格	21
第5 事業者選定に関する事項.....	22
1 選定委員会.....	22
2 選定方法	22
3 審査の手順及び方法	22
4 落札者の決定及び審査結果	23
5 入札の中止.....	23
6 落札者を決定しない場合	23
第6 事業契約に関する事項.....	24
1 基本協定の締結	24
2 特別目的会社（S P C）の設立等	24
3 仮契約の締結	24
4 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	24
5 契約を締結しない場合	24
6 契約締結に係る費用の負担	25
7 入札保証金.....	25
8 契約保証金.....	25
9 金融機関と市の協議（直接協定）	25

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	26
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	26
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	26
第8 その他事業の実施に関し必要な事項	27
1 本事業の担当部署	27
別紙1 サービス購入料の支払い等について	28
別紙2 モニタリング及びサービス購入料Bの減額方法等	36
別紙3 計画地案内図	42
別紙4 現在の運営形態	43
別紙5 利用料金等の設定	44
別紙6 山の学習利用者数	45
1. 過去実績（宿泊実人数）	45
2. 利用者想定	46
別紙7 施設利用者数実績	48
1. 平成27年度	48
2. 平成28年度	48
3. 平成29年度	49

第1 特定事業の概要

1 事業名称

倉敷市少年自然の家施設整備運営事業

2 対象施設となる公共施設

倉敷市少年自然の家（以下「本施設」という。）

なお、少年自然の家は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する「公の施設」として位置付け、選定された事業者を同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する「指定管理者」として指定する予定である。

3 公共施設の管理者の名称

倉敷市長

4 事業の目的

本施設は、少年たちに恵まれた自然環境の中で、野外活動及び集団宿泊生活を体験させ、心身ともに健全な育成を図ることを目的とした教育施設である。

本施設は、昭和 51 年の建設から 40 年以上が経過しており、施設の老朽化が進み、大規模修繕等が必要となっている。また、現在の施設は冷暖房設備が少ないとことや廊下が屋外となっていること、段差が多いこともあり、利便性の観点で施設利用者からの改善要望等も受けている。そのため、市では本施設について、建替えを行い、平成 34 年の供用開始を目指している。建替えに当たっては、小中学生への自然学習の提供の場としての目的に加えて、市民が家庭教育や社会教育を実践する場となるよう施設機能の増強を目指すこととした。

また、本事業では、前述した自然学習の提供や家庭教育、社会教育の実践の場のほかに、市民共通の財産として市民が気軽に利用することで、賑わいや活気を生み出す施設としての利用促進についても期待する。

本事業は、設計・建設、維持管理・運営について、事業者の創意工夫を活用することにより、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を図るとともに、本事業を実施することによる地元経済への貢献について期待している。

5 基本理念

基本理念として、3 本の柱（目標）を以下に示す。

(1) 自然に親しむ

野外活動や生活体験を通して、自然に親しみ、その恩恵にふれることで、自然の中から何かを発見し、感性を育て、自分自身を見つめ直すきっかけとなる機会を提

供する。

(2) 人間関係を学ぶ

集団生活を通して、仲間と協力して困難を乗り越える経験をさせることにより、「規律」「友情」「奉仕」の精神を養い、助け合いや信頼関係を築くことの大切さを学ぶ機会を提供する。

また、自然の中で家族がじっくりと触れ合うことで、家族間の絆を見つめ直す機会を提供する。

(3) 生きる力を育成する

自然体験を通して、皆が協力して、知らないうちに身体を動かすことにより、それぞれの個性や能力に応じた「体を動かすこと」の楽しさを体験するとともに、心身を鍛錬し生きる力を育成する機会を提供する。

6 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりとし、詳しくは要求水準書に示す。

(1) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者と市が事業契約を締結し、事業者自らが本施設（クラフト棟、体育館、いりの家、汚水処理施設を除く。）を設計・建設し、所有権を市に移管した後、維持管理及び運営を行うBTO（Build Transfer Operate）方式により実施する。

一方、クラフト棟、体育館、いりの家、汚水処理施設については、事業者が既存施設の改修を行った上、維持管理及び運営を行うRO（Rehabilitate Operate）方式とする。

なお、体育館、いりの家については市が耐震補強を行った上で、事業者が20年以上に渡って使用できる改修を行うこととする。

(2) 事業実施スケジュール（想定）

事業実施スケジュールは次のとおりとする。

時期	内容
平成31年 5月	仮契約の締結
平成31年 6月	契約締結
平成31年 7月～	本施設の設計・建設 (ただし着工は平成32年1月以降から可とする)
平成34年 3月	本施設の引渡し及び所有権移転
平成34年 4月	本施設の供用開始
平成49年 1月	事業期間終了（維持管理・運営期間14年10ヶ月間）

(3) 事業者の業務範囲

ア 設計業務

- (ア) 事前調査業務
- (イ) 設計業務（基本設計、実施設計、改修設計）
- (ウ) 各種申請等業務

イ 建設業務

- (ア) 建設工事業務
- (イ) 備品等調達設置業務
- (ウ) 解体・撤去業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 施設引渡業務
- (カ) 開業準備業務
- (キ) その他施設整備上必要な業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 外構施設等保守管理業務
- (エ) 備品等保守管理業務
- (オ) 清掃・環境衛生管理業務
- (カ) 警備業務
- (キ) 修繕・更新業務
- (ク) その他維持管理上必要な業務

エ 運営業務

- (ア) 学校利用等管理業務
- (イ) 一般利用等管理業務
- (ウ) 食事等の提供業務
- (エ) 物販業務
- (オ) その他運営上必要な業務

対象施設と主な業務範囲の関係は、以下のとおりを想定する。

事業者は、○印の業務について自ら資金を調達し、本事業を実施すること。

区分	対象施設	施設整備業務※1	維持管理業務	運営業務
解体施設	a. 以下の改修施設を除く建築物、設備等	○解体		
改修施設	b. クラフト棟	○改修※2	○	○
	c. 体育館			
	d. いいろりの家			
	e. 汚水処理施設			
整備施設	f. 主要施設	○新設※3	○	○
	g. 野外施設			
	h. 外構			

※1：本事業では、建設工事に伴う土地の造成（事業者の提案による）、駐車場整備、外構整備、植栽等の関連業務を含む。

※2：体育館といいろりの家については、市の耐震補強工事を行った後に事業者にて改修する。

※3：外構は主要施設、野外施設の整備に合わせて適宜新設するものとし、その他については既存施設を利用する。なお、既存施設は「資料 8 既存施設配置図」に示す事業用地内にある外構を含む既存の施設全体をいう。

(4) 事業者の収入

事業者の収入は次のとおりとする。

ア 市が支払うサービス購入料

事業者が実施する本事業にかかる、上記(3)に示す各業務のうちア及びイの業務の対価は、市がサービス購入料として、維持管理・運営期間にわたり、割賦にて支払う。また、維持管理・運営にかかるウ及びエの業務の対価の一部は、維持管理業務及び運営業務の開始後、事業期間終了までの間、事業契約に定める額を事業者に支払う。

イ 施設利用者の利用料金等収入

山の学習利用者を受け入れる対価として発生する利用料金等収入及び一般利用者の施設利用料金等収入は事業者の収入とする。

項目		学校利用※1※2	一般利用
施設利用料金 (シーツ料込み)	宿泊	市内:800 円 市外:1,200 円	民間事業者の 提案による※4
	日帰り	市内:400 円 市外:600 円	

その他施設利用に係る料金	プログラム料金	無料 ^{※3}	民間事業者の提案による ^{※5}
	貸室料金	無料	
	備品貸出料金	無料	

※1:就学援助対象児童については、施設利用料金を免除とする。なお、平成28年度5月1日現在、小学校全児童数27,331人中、就学援助対象者児童数は2,716人である。

※2:学校利用の施設利用料を、「倉敷市少年自然の家条例」に定める施設の使用料（利用料金）として定める予定である。

※3:プログラムに係る材料費を実費にて徴収することは可とする。

※4:市外利用者の施設利用料金は市内利用者の施設利用料金の2割増し以上とすること。

※5:一般利用にあっては、利用者より徴収するその他施設利用に係る料金の項目についても民間事業者の提案とする。

ウ 飲食物の提供や物販等の事業収入

飲食物の提供や物販等の事業収入は事業者の収入とする。

エ その他

事業者が自らの提案により実施した事業収入は事業者の収入とする。

7 法令等の遵守

本事業を実施するにあたって、事業者は関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、準備すること。

なお、以下に本事業に関する主な関係法令等を示す。

(1) 法令

ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

イ 地方自治法

ウ 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

エ 建築基準法

オ 建築士法

カ 都市計画法

キ 景観法

ク 消防法

ケ 道路法

コ 水道法

サ 下水道法

シ ガス事業法

ス 電気事業法

セ 電波法

- ソ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- タ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- チ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ツ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- テ 水質汚濁防止法
- ト瀬戸内海環境保全特別措置法
- ナ 大気汚染防止法
- ニ 悪臭防止法
- ヌ 淨化槽法
- ネ 建設業法
- ノ 振動規制法
- ハ 騒音規制法
- ヒ 森林法
- フ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ヘ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ホ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- マ 労働基準法
- ミ 労働安全衛生法
- ム 最低賃金法
- メ 屋外広告物法
- モ 土壤汚染対策法
- ヤ 旅館業法
- ユ 公衆浴場における水質基準等に関する指針
- ヨ 公衆浴場における衛生等管理要領
- ラ その他関連する法令等

(2) 条例・規則等

- ア 倉敷市建築基準法施行細則
- イ 倉敷市中高層建築物等の建築に関する指導要綱
- ウ 倉敷市福祉のまちづくり条例
- エ 都市計画法施行細則
- オ 倉敷市都市計画法に係る開発行為の許可等の基準に関する条例
- カ 倉敷市開発行為指導要綱
- キ 倉敷市都市景観条例
- ク 倉敷市火災予防条例
- ケ 倉敷市水道法施行細則
- コ 倉敷市浄化槽法施行細則
- サ 倉敷市浄化槽水質管理実施要綱

シ 倉敷市安全・安心まちづくり推進条例
ス 倉敷市暴力団排除条例
セ 倉敷市環境基本条例
ソ 倉敷市自然環境保全条例
タ 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
チ 倉敷市少年自然の家条例
ツ 倉敷市少年自然の家条例施行規則
テ 倉敷市財務規則
ト 建築物等の制限に関する条例
ナ 岡山県建築基準法施行細則
ニ 岡山県福祉のまちづくり条例
ヌ 岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例
ネ 岡山県環境基本条例
ノ 岡山県自然保護条例
ハ 岡山県旅館業法施行条例
ヒ その他関連する条例・規則等

(3) 官庁基準等

国土交通省(又は建設省)営繕部監修の以下に示す基準等の最新版

ア 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
イ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
ウ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
エ 公共建築木造工事標準仕様書
オ 建築物解体工事共通仕様書
カ 建築保全業務共通仕様書
キ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
ク 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
ケ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
コ 敷地調査共通仕様書
サ 建築設計基準
シ 建築設備計画基準
ス 建築設備設計基準
セ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
ソ 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準
タ 建築構造設計基準
チ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
ツ 構内舗装・排水設計基準
テ 建築工事標準詳細図

- ト 公共建築設備工事標準図
- ナ 建築工事監理指針
- ニ 建築改修工事監理指針
- ヌ 電気設備工事監理指針
- ネ 機械設備工事監理指針
- ノ 営繕工事写真撮影要領
- ハ 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- ヒ 建築工事安全施工技術指針
- フ 公共建築工事積算基準
- ヘ 公共建築数量積算基準
- ホ 公共建築設備数量積算基準
- マ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- ミ 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
- ム その他関連する基準、仕様書等

第2 入札参加者に関する条件等

1 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

本事業に応募する事業者（以下「入札参加者」という。）の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、次に掲げる企業を含むグループにより構成されるものとする。

(ア) 本施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）

(イ) 本施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）

(ウ) 本施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）

(エ) 本施設の維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）

(オ) 本施設の運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）

イ 入札参加者は、構成員及び協力企業により構成されるものとし、参加表明書提出時には構成員及び協力企業の企業名、並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。構成員及び協力企業の定義については、次のとおりとする。なお、上記アの全ての企業について、それぞれ1者は構成員とすることとする。ただし、建設企業は2者とも構成員とする。

(ア) 構成員とは、S P C (Special Purpose Company：特別目的会社)に対して出資を行う者であり、S P Cが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。

(イ) 協力企業とは、S P Cに対して出資は行わない者であり、S P Cが直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。

ウ 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、当該代表企業が応募手続き等を行うこととする。

エ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、代表企業でない構成員及び協力企業についてやむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。

オ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

(2) 入札参加者の入札参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすものとする。

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を実施するために適した知識及び経験を有していること。

ウ 設計企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数で参加することも可能とし、その場合には、全ての企業が(ア)及び(イ)を満たすものとする。

(ア) 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する

要綱（平成元年倉敷市告示第 208 号）に基づく建築関係建設コンサルタント業務（建築設計）における入札公告を行う年度の入札参加資格を有すること。

- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 設計企業のうち 1 者以上は平成 15 年 4 月 1 日以降に、延べ面積 1,500 m²以上の新築、改築に係る実施設計業務を元請けとして履行し、完了した実績があること。
- (エ) 設計企業のうち 1 者以上は次の要件を満たす管理技術者（契約の履行に関し、業務全般の管理及び統括等を行う者）を 1 名配置できること。
 - ・一級建築士の資格を有すること。
 - ・入札参加資格申請書類提出時点において入札参加者と継続して 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・平成 15 年 4 月 1 日以降に、延べ面積 1,500 m²以上の新築、改築に係る実施設計業務を管理技術者として履行し、完了した実績があること。
- エ 工事監理企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数で参加することも可能とし、その場合には、全ての企業が(ア)及び(イ)を満たすものとする。
- (ア) 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第 208 号）に基づく建築関係建設コンサルタント業務（建築設計）における入札公告を行う年度の入札参加資格を有すること。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 工事監理企業のうち 1 者以上は平成 15 年 4 月 1 日以降に、延べ面積 1,500 m²以上の新築、改築に係る工事監理業務を元請として履行し、完了した実績があること。
- オ 建設企業は、2 者で参加することとし、次の要件を満たしていること。
- (ア) 入札公告日において、いずれの企業も市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する企業）であること。
- (イ) 倉敷市建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第 207 号）に基づく建築一式工事における入札公告を行う年度の入札参加資格を有すること。
- (ウ) 入札公告日において、契約締結先となる営業所等が、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) 入札公告を行う年度の入札参加資格における建築一式工事の総合値（要綱第 6 条第 1 項の規定による点数の合計値）及び平成 15 年 4 月 1 日以降に建築工事として発注された工事（新築、増築又は改築）を元請けとして施工し引き渡した実績が、次に掲げる表に示す基準を満たすこと。

総合値	建築一式 750 点以上	そのうち 1 者以上は、850 点以上かつ 1 億円以上
工事実績（※）	請負金額 6,000 万円以上	

※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合を実績として認める。

- (オ) 法に定める建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を修了している者を配置できること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア PFI 法第 9 条の規定に該当する者。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ウ 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者。
- エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者。
- カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告がなされている者。
- キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ク 課税されているすべての税（国税、岡山県税及び倉敷市税）を完納していない者。
- ケ 本事業のアドバイザリー業務に関与した者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいう。「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）。
 - 本事業のアドバイザリー業務に関与した者は、次のとおりである。
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地）
 - ・日比谷パーク法律事務所（東京都千代田区有楽町 1 丁目 5 番 1 号）
 - コ 本事業の「倉敷市少年自然の家 PFI 事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。
 - サ 倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱（平成 13 年倉敷市告示第 276 号）に基づく指名除外を受けている者。

シ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による岡山県内における営業の停止命令を受けている者。（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ対象が公共工事に係るものである場合に限る。）

(4) 入札参加資格の確認及び失格要件

入札参加資格確認日は、参加表明書の提出期間の最終日とする。ただし、入札参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者が上記入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

2 入札に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札説明書等に記載された内容を承諾の上、入札に参加すること。

(2) 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札提案書類作成要領

入札提案書類を作成するに当たっては、「別添資料 3 様式集」に示す指示に従うこと。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 競争入札に参加することのできない者のしたもの
- イ 談合してしたもの
- ウ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの
- エ 同一事件について 2 以上の入札をしたもの
- オ 入札書及び入札提案書類について指定の日時までに到達しないもの
- カ 以下に違反する代理人のしたもの
 - ・入札代理人が入札しようとするときは、参加表明時に委任状を市に提出しなければならない。
 - ・代理人は、2 人以上の入札者を代理することができない。
 - ・入札者は、他の入札者の代理人となることはできない。
- キ アからカのほか、入札についての条件に違反したもの

(5) 入札提案書類の取り扱い

ア 著作権

本事業に関する入札提案書類の著作権は入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定された事業者の入札提案書類は、市が特に必要と認める時には、入札提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、入札参加者からの提出書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

ウ 文書の開示・非開示

倉敷市が受理した入札提案書類は、倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）第7条第3号ア及びイに該当する非開示情報として取り扱うものとする。

ただし、次に掲げる書類は開示情報として取り扱うものとする。

- (ア) 入札提案書類提出書（様式4-1）
- (イ) 入札書（様式5-1）
- (ウ) 会社概要（入札参加資格審査添付書類）
- (エ) 提案書抜粋

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集・選定スケジュール（想定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュールは次のとおりである。

日程	内容
平成30年 8月30日（木）	入札公告及び入札説明書等の公表
平成30年 9月 4日（火）	入札説明書等に関する説明会
平成30年 9月18日（火） ～9月20日（木）	入札説明書等に関する質問（第1回）の受付
平成30年 10月10日（水）	入札説明書等に関する質問（第1回）に対する回答・公表
平成30年 10月17日（水） ～10月19日（金）	参加表明書及び入札参加資格審査申請書等の受付
平成30年 11月 1日（木）	入札参加資格審査結果の通知
平成30年 11月7日（水） ～11月9日（金）	入札説明書等に関する質問（第2回）の受付
平成30年 11月27日（火）	入札説明書等に関する質問（第2回）に対する回答・公表
平成30年 12月25日（火）	入札書及び入札提案書類の受付及び開札
平成31年 3月	提案に関するヒアリングの実施
平成31年 3月	落札者の決定及び公表
平成31年 4月	基本協定の締結
平成31年 5月	仮契約の締結
平成31年 6月	契約締結

2 入札手続き等の内容

（1）入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。なお、説明会では入札説明書等の配布を行わないので、参加者各自で用意すること。

ア 日時

平成30年9月4日（火）午後1時30分から

イ 場所

倉敷市役所2階207会議室

ウ 参加申込

説明会への参加を希望する者は、「別添資料3 様式集」の様式1-1に記入の上、平成30年9月3日（月）午後5時までに、E-mailに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word形式）を添付して提出すること。なお、提出者は、市に受領確認を電話にて行うこと。

申込み先 倉敷市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

E-mail edulife@city.kurashiki.okayama.jp
電話 086-426-3845

(2) 現地見学の実施

本事業の実施にあたり、現地見学を次のとおり開催する。現地見学は適宜実施可能とするが、施設利用者及び近隣住民に配慮すること。

ア 日時

入札提案書類提出までの期間

イ 場所

倉敷市少年自然の家

ウ 見学申込

現地見学希望者は、倉敷市少年自然の家と事前に調整を行った上で現地見学を行うこと。

連絡先 倉敷市少年自然の家

電話 086-477-5100

(3) 入札説明書等に関する質問の受付（第1回）

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成30年9月18日（火）から平成30年9月20日（木）午後3時まで

イ 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、「別添資料3 様式集」の様式1-2に記入の上、下記の提出先へ持参、若しくはE-mailに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付して提出すること。なお、E-mailによる提出者は、市に電話にて受領確認を行うこと。

ウ 提出先

倉敷市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

E-mail edulife@city.kurashiki.okayama.jp

電話 086-426-3845

(4) 入札説明書等に関する質問（第1回）に対する回答・公表

提出された入札説明書等に関する質問（第1回）に対する回答は、平成30年10月10日（水）正午までに、市ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

倉敷市生涯学習課ホームページ

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/lle/>

(5) 参加表明書及び入札参加資格審査申請書類の受付

本事業への参加を希望する入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査申請書類を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 受付期間

平成 30 年 10 月 17 日（水）から平成 30 年 10 月 19 日（金）まで

午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで

イ 提出方法

持参又は郵送による。なお、書類を持参する際は市に事前に連絡をすること。

郵送の場合は、簡易書留を利用することとし、受付期間に生涯学習課にて受領したもののみを有効とする。

※期限経過後の受付や郵送時の事故等を理由とする提出期限の延長は一切行わない。

ウ 提出先

倉敷市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

岡山県倉敷市西中新田 640 番地

電話 086-426-3845

エ 提出書類

「別添資料 3 様式集」に示すとおり。

(6) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の確認結果は、入札参加資格審査の確認申請を行った入札参加者の代表企業に対して、平成 30 年 11 月 1 日（木）に書面を発送する。

(7) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた入札参加者の代表企業は、入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は、説明を求められた場合、平成 30 年 11 月 16 日（金）までに説明を求めた入札参加者の代表企業に対して書面により回答する。

ア 受付期間

平成 30 年 11 月 7 日（水）から平成 30 年 11 月 9 日（金）まで

午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで

イ 提出方法

持参又は郵送による。なお、書類を持参する際は市に事前に連絡をすること。

郵送の場合は、簡易書留を利用することとし、受付期間に生涯学習課にて受領したもののみを有効とする。

※期限経過後の受付や郵送時の事故等を理由とする提出期限の延長は一切行わない。

ウ 提出先

倉敷市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

E-mail edulife@city.kurashiki.okayama.jp

電話 086-426-3845

エ 提出書類

様式任意。ただし、入札参加者の代表企業の代表者印を要する。

(8) 入札説明書等に関する質問（第2回）の受付

入札説明書等に関する質問（第2回）を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成30年11月7日（水）から平成30年11月9日（金）午後3時まで

イ 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、「別添資料3 様式集」の様式1-2に記入の上、下記の提出先へ持参、若しくはE-mailに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付して提出すること。なお、E-mailによる提出者は、市に電話にて受領確認を行うこと。

ウ 提出先

倉敷市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

E-mail edulife@city.kurashiki.okayama.jp

電話 086-426-3845

エ 提出書類

入札説明書等に関する質問書（「別添資料3 様式集」の様式1-2）

(9) 入札説明書等に関する質問（第2回）に対する回答・公表

提出された入札説明書等に関する質問（第2回）に対する回答は、平成30年11月27日（火）正午までに、市ホームページで公表する。ただし、提出者名は公表しない。

倉敷市生涯学習課ホームページ

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/lle/>

(10) 入札の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類の受付期限までに、「別添資料3 様式集」の様式3を市へ持参により提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後市の行う業務において不利益な扱いをされる

ことはない。

(11) 入札提案書類の受付

入札参加資格が認められた入札参加者は、入札提案書類を「別添資料 3 様式集」に従い作成し、市へ提出すること。

ア 提出期限

平成 30 年 12 月 25 日（火）午前 11 時まで

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出先

倉敷市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

E-mail edulife@city.kurashiki.okayama.jp

電話 086-426-3845

エ 提出書類

「別添資料 3 様式集」に示すとおり。

(12) 開札

入札参加者より提出された入札提案書類のうち、入札書の開札を入札参加者及び第三者立会いのもと実施する。

ア 開札日時

平成 30 年 12 月 25 日（火）正午

イ 開札場所

倉敷市役所 9 階 902 会議室

(13) 提案に関するヒアリングの実施

提案書の内容を確認するために、入札参加者に対するヒアリングを平成 31 年 3 月に実施する予定である。ヒアリングの詳細については、入札参加者の代表企業に別途通知する。

第4 提案条件に関する事項

1 公共施設等の立地等に関する条件

(1) 敷地条件

項目	内容
建設予定地	倉敷市児島由加 2708 番地
事業対象敷地面積	77, 141. 62 m ²
用途地域	市街化調整区域
建ぺい率	60%
容積率	200%

(2) 規模及び機能

項目	内容	
宿泊人数	想定宿泊人数：200 人	
主要施設	① 共通機能	エントランスホール、トイレ、喫煙室、倉庫等
	② 学習・交流機能	研修室 等
	③ 管理機能	受付、事務室、保健室、給湯室、更衣室、職員用トイレ、宿直室、電気室、機械室 等
	④ 生活機能	宿泊室、自炊室、浴場、洗面所、リネン室、掃除人室 等
	⑤ 食堂機能	食堂、前室、 ^{ちゅう} 厨房、食品庫、休憩室、ごみ置き場 等
野外施設	⑥ 野外活動機能	釜場、水場、倉庫、野外トイレ 等
外構	⑦ 外構等	駐車場、構内通路、植栽、フェンス 等

(3) 解体の対象となる既存施設

ア 建築物

施設名称	構造	延床面積	図面有無
研修棟	鉄筋コンクリート造	438. 96 m ²	○
玄関棟	鉄筋コンクリート造	237. 30 m ²	○
中央棟	鉄筋コンクリート造	860. 17 m ²	○
宿泊 A 棟	鉄筋コンクリート造	446. 00 m ²	○
宿泊 B 棟	鉄筋コンクリート造	345. 67 m ²	○
管理人宿舎	鉄筋コンクリート造	38. 25 m ²	○
宿泊 C 棟	コンクリートブロック造	79. 20 m ²	○
倉庫	鉄筋コンクリート造	50. 00 m ²	○

施設名称	構造	延床面積	図面有無
厨房事務所（職員寮）	鉄筋コンクリート造	64.00 m ²	○
野外炊事倉庫	木造	38.88 m ²	×
副食釜場	鉄骨造	(建築面積) 64.30 m ²	○
倉庫（ランサー）	木造	50.00 m ²	×
倉庫	木造	24.00 m ²	×
主食釜場	木造	(建築面積) 70.70 m ²	○
野外トイレ	木造	34.26 m ²	○
第1水場	木造	(建築面積) 36.00 m ²	○
第2水場	木造	(建築面積) 19.25 m ²	○

イ 電気室（第2）

項目	内容
建築面積	15.10 m ²
延床面積	15.10 m ²
建物構造	コンクリートブロック造 平屋建て
電気容量	80kW

ウ 地下油槽

項目	内容
品名	重油
タンク容量	10,000 ℥
材質	鋼板

2 各種業務に関する提案の条件

本施設の設計・建設、維持管理及び運営については、「別添資料1 要求水準書」及び「別添資料3 様式集」に従い、入札提案書類を作成すること。

3 事業計画に関する条件

(1) 入札価格の算定方法

市が支払うサービス購入料の合計（消費税及び地方消費税を含む）を入札価格とすること。なお、入札価格の算定方法等については別紙1を参照すること。

(2) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する本施設の設計、建設、維持管理及び運営業務について、要求水準書に規定された要求水準及び落札者が提案した水準の達成を確認するため、

定期的かつ必要に応じてモニタリングを行う。

(3) 事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、要求水準が満たされていない場合、市は、事業者に対するサービス購入料の支払額を減額又は停止することがある。減額方法等については、別紙2を参照すること。

4 予定価格

3,018,000,000 円（現在価値換算前の実額ベースで、消費税及び地方消費税を含む。なお、税率は合計で10%とする。）

第5 事業者選定に関する事項

1 選定委員会

入札提案書類の審査は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した「倉敷市少年自然の家 P F I 事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において行う。

選定委員会は、次の 6 名の委員で構成される。なお、本事業の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

委員長	横山 幸司	滋賀大学 社会連携研究センター 教授
副委員長	福濱 嘉宏	岡山県立大学 デザイン学部 教授
委員	小山 悅司	倉敷芸術科学大学 経営情報学科 教授
委員	田中 真秀	川崎医療福祉大学 医療技術学部 健康体育学科 助教
委員	高藤 佳明	独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立吉備青年自然の家 所長
委員	長原 美紀	倉敷市立郷内小学校 校長

2 選定方法

本事業では、施設の設計・建設と維持管理・運営が、良質な公共サービスの提供として、適正なコストで実施できる事業者の参加を広く募集する。事業者の選定に当たっては、透明性及び公平性の確保に十分留意して、総合評価一般競争入札方式で行う。

3 審査の手順及び方法

(1) 入札参加資格審査

参加表明時に提出する入札参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、市は入札参加資格審査結果を入札参加者の代表企業に通知する。

(2) 提案審査

あらかじめ設定した「別添資料 2 落札者決定基準」に従い、選定委員会は総合評価により入札提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容及び入札価格について、項目ごとに点数化し、点数の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

(3) 審査項目

審査項目は「別添資料2 落札者決定基準」に示す。

4 落札者の決定及び審査結果

市は、選定委員会による審査結果に基づき落札者の決定を行い、その審査結果を市ホームページで公表する。

なお、落札者は落札後に公表用の提案書抜粋を作成すること。

5 入札の中止

入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

6 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も要求水準を満たさない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

第6 事業契約に関する事項

1 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び入札提案書類に基づき基本協定を締結する。

2 特別目的会社（S P C）の設立等

- (1) 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として S P C を倉敷市内において設立すること。なお、本施設内を S P C 所在地として登記することも可とする。
- (2) 落札者の構成員は S P C へ出資することとし、構成員以外の者が S P C へ出資することは認めない。
- (3) 落札者の構成員のうち代表企業については、S P C に出資する全ての構成員の中で最大出資比率となるようにすること。
- (4) S P C に出資する全ての構成員は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他的一切の処分を行うことはできない。

3 仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて落札者が設立した S P C と本事業についての仮契約を締結する。

4 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

市は、事業契約に関する議案、指定管理者の指定に関する議案を、平成 31 年 6 月議会に上程する予定で、市議会の議決を経て本契約となる。なお、市議会にて否決の場合は、契約締結には至らない。

5 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間、落札者の代表企業、構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は事業契約を締結しない。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする、

ただし、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合で、当該落札者が入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が当該入札参加資格を有すると判断し、かつ契約締結後の事業実施に支障をきたさないと判断した場合は、事業契約を締結する。

なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格の確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠いた日とする。

6 契約締結に係る費用の負担

契約締結に係る落札者側の弁護士費用及び印紙代等は、落札者の負担とする。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

(倉敷市財務規則第 154 条第 3 号を適用。)

8 契約保証金

契約保証金については、設計・建設期間において設計業務及び建設業務に係る対価（サービス購入料 A）の合計額から割賦金利を除いた額に、消費税及び地方消費税を加算した金額の 100 分の 10 以上を納付すること。

9 金融機関と市の協議（直接協定）

事業の継続性をできる限り確保する目的で事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業における法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

PFI法に規定する法制上及び税制上の措置を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が法制上及び税制上の措置を受けることができるよう努める。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI法に規定する財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。なお、市は事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 本事業の担当部署

本事業の担当部署は、次のとおりである。

倉敷市教育委員会

生涯学習部 生涯学習課

〒710-8565

住所 岡山県倉敷市西中新田640

電話 : (086)426-3845

FAX : (086)421-6018

E-mail : edulife@city.kurashiki.okayama.jp

別紙1 サービス購入料の支払い等について

1 サービス購入料の構成等

(1) サービス購入料の構成

市がＳＰＣに支払うサービス購入料は、以下の本施設の設計業務及び建設業務に係る対価と、本施設の維持管理業務及び運営業務に係る対価で構成される。

ただし、サービス購入料Bは維持管理業務及び運営業務に要する費用から利用料金等の収入を差し引いた額とする。

支払対象	名称	概要
本施設の設計業務及び建設業務に係る対価	サービス購入料A	<ul style="list-style-type: none">・本施設の設計業務及び建設業務に係る費用の額を割賦元金とし、これに割賦金利を加えた金額。・なお、割賦元金には保険料及びＳＰＣの開業費等の諸経費を含む。
本施設の維持管理業務及び運営業務に係る対価	サービス購入料B	<ul style="list-style-type: none">・維持管理業務及び運営業務に係る費用。・ＳＰＣ経費及び保険料等のＳＰＣ運営に必要な諸経費・利益等を含む。

(2) サービス購入料以外のＳＰＣの収入

ア 施設利用者の利用料金等収入

山の学習利用者を受け入れる対価として発生する利用料金等収入及び一般利用者の施設利用料金等収入は事業者の収入とする。

イ 飲食物や物販等の事業収入

飲食の提供や物販等の事業収入は事業者の収入とする。

ウ その他

事業者が自らの提案により実施した事業収入は事業者の収入とする。

2 サービス購入料の算定方法

以下にサービス購入料の算定方法を示す。なお、サービス購入料Bは上記の(2)に示すサービス購入料以外のＳＰＣの収入を考慮の上で算定すること。

(1) サービス購入料A

サービス購入料Aは、本施設の設計業務及び建設業務に係る費用に、保険料及び開業費等の諸経費を含めた額を割賦元金とし、これに割賦金利を加えた金額とする。

$$\text{サービス購入料A} = (\text{設計業務及び建設業務に係る費用} + \text{保険料及び開業費等の諸経費}) + \text{割賦金利}$$

なお、元利均等の計算に用いる金利は、基準金利（6ヶ月 LIBOR ベース 15年物円一円金利スワップレート (T S R)）とスプレッド（入札時に提案された上乗せ金利）を合計したものとする。

(2) サービス購入料B

サービス購入料Bは、維持管理業務及び運営業務に係る費用に、SPC経費及び保険料等のSPC運営に必要な諸経費・利益等を加えた合計額から、施設利用者の利用料金等収入・飲食物の提供や物販等の事業収入を差し引いた額とする。

$$\text{サービス購入料B} = \text{維持管理業務及び運営業務に係る費用} + \text{SPC運営に必要な諸経費・利益等} - \text{当該業務に係る収入} (\text{施設利用者の利用料金等収入} \cdot \text{飲食物の提供や物販等の事業収入等})$$

項目	サービス購入料の設定
支出	
維持管理業務費（修繕費を除く）	各回均等とする※1
修繕費	概ね5年毎に区分し、それぞれの区分における各回の支払を同額にするものとする※2
運営業務費	各回均等とする※1
SPC運営に必要な諸経費・利益等	各回均等とする※1
収入	
施設利用料金収入（山の学習）	各回均等とする※1
施設利用料金収入（一般利用）	各回均等とする※1
食事代収入（山の学習）	各回均等とする※1
食事代収入（一般利用）	各回均等とする※1
その他収入（物販等）	各回均等とする※1

※1：平成48年度は、他の年度に10/12を乗じた金額とする。

※2：平成34年4月～平成39年3月（第1回～第20回）、平成39年4月～平成44年3月（第21回～第40回）、平成44年4月～平成49年1月（第41回～第60回）の区分とする。ただし、第41回～第60回の支払については、第60回の支払が他回の支払に1/3を乗じた金額とする。

(3) 消費税相当額

市は、サービス購入料を支払う都度、当該サービス購入料に係る消費税相当額（消費税及び地方消費税）を加えて支払うものとする。ただし、サービス購入料Aについては、割賦元金を消費税相当額の対象とする。

また、モニタリングの結果によりサービス購入料が減額された場合や、金利や物価の変動に伴いサービス購入料が増減した場合には、増減後のサービス購入料に応じた消費税相当額を支払うものとする。

3 サービス購入料の支払方法

(1) サービス購入料A

市は、事業契約の規定に従い、維持管理・運営期間にわたって、ＳＰＣに対してサービス購入料Aを元利均等で支払うものとする。

支払回数は、平成34年度第1四半期分を第1回とし、以降四半期ごとで年4回、平成49年度第4四半期を最終回とした計60回とする。ただし、第60回の支払は他の支払に1/3を乗じた金額とする。

(2) サービス購入料B

市は、事業契約の規定に従い、ＳＰＣに対してサービス購入料Bを維持管理・運営期間中に支払うものとする。

支払回数は、平成34年度第1四半期分を第1回とし、以降四半期ごとで年4回、平成49年度第4四半期を最終回とした計60回とする。ただし、第60回の支払は第41回～第59回の各回の支払相当額に1/3を乗じた金額とする。

4 サービス購入料の支払手続き

(1) サービス購入料A

ＳＰＣは、下記5に基づき改定されたサービス購入料Aについて、毎年度4～6月分を7月、7～9月分を10月、10～12月分を1月、1～3月分を4月（平成49年度1月分は2月）の7営業日までに、市に対して請求書を提出すること。

市は、請求書を受理した日の属する月の末日までにＳＰＣにサービス購入料Aを支払うものとする。

(2) サービス購入料B

ＳＰＣは、事業契約の規定に従い、市に対して四半期ごとに当該四半期の翌月10日までに四半期業務報告書を、当該支払額が確認できる資料を添えて提出すること。

ただし、毎年度3月の報告書については翌年度の4月20日までに提出すること。

市は、四半期業務報告書受領後10日以内にモニタリング結果と減額ポイントを勘案した支払額をS P Cへ通知する。

S P Cは、支払額の通知を受領後、速やかに市に対して請求書を提出する。市は、請求書を受理した日から30日以内にS P Cへサービス購入料Bを支払うものとする。

5 サービス購入料の改定

(1) サービス購入料A

サービス購入料Aについては、次のとおり金利変動又は物価変動に基づいて改定を行う。

ア 金利変動による改定

提案時の基準金利と、本施設の引渡し予定日の2銀行営業日前の基準金利に差が生じた場合は、この差に応じてサービス購入料Aを改定する。なお、スプレッドは改定の対象としない。

提案時の 基準金利	平成30年11月22日（木）の午前10時現在基準金利（6ヶ月LIBOR ベース15年物円一円金利スワップレート（TSR））
金利確定日	施設引渡し予定日の2銀行営業日前

イ 物価変動による改定

(ア) 市及びS P Cは、設計・建設期間内で事業契約締結の日から、国内における賃金水準や物価水準の変動により本施設の設計業務及び建設業務に係る費用が不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス購入料Aの変更を請求することができ、市又はS P Cは、相手方から請求があったときは、請求に応じなければならない。ただし、残工期（引渡しの日までの期間をいう。以下同じ。）が2ヶ月未満である場合は、請求することができないものとする。

(イ) サービス購入料Aの改定方法は、変動前工事費等(本契約に定められた本施設の設計業務及び建設業務に係る費用から下記の(ウ)a の基準日における出来形(工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。)の額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後工事費等(下記(ウ)により算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前工事費等の1,000分の15を超える額(以下「改定増減額」という。)について、サービス購入料Aの割賦元金に加除し、これに基づき割賦金利を再算定したサービス購入料Aの改定額を定めるものとする。

(ウ) サービス購入料Aの改定手続きは、次に示すとおりである。

- a. 上記(ア)の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
- b. 市は、基準日から14日以内に出来形を確認し、変動前工事費等を定め、S P Cに通知する。S P Cは、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をすること。
- c. 改定増減額については、入札日と基準日との間の物価指数に基づき、次の計算式により算定する。

$$Y = \alpha \times X - X \times 15/1,000 \quad (\alpha > 0 \text{ のとき})$$

$$Y = \alpha \times X + X \times 15/1,000 \quad (\alpha < 0 \text{ のとき})$$

X : 変動前残工事費

Y : 改定増減額（サービス購入料Aの増減額）

$$\alpha : \text{改定率} = \frac{\text{基準日の指數}}{\text{入札日の指數}} - 1$$

※ 当該改定率 α は小数点以下第 4 位を切り捨てるものとし、 α の絶対値が 15/1,000 に満たない場合は、改定を行わない。

- d. 改定率の算定に用いる指標は、建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建設費指数（事務所 Office RC－工事原価）を基本とし、入札日及び基準日の属する月の確報値とする。上記 c の算定は、基準日に属する月の指數の確報値が公表された時点で行うものとする。改定率の算定に用いる指標は落札者決定後仮契約締結までの間に落札者が提案することは可能とする。提案された指標について、妥当性、合理性について、市と協議した上で、事業契約書に定めるものとする。
 - e. 上記(ア)に規定する「国内における賃金水準や物価水準の変動により本施設の設計業務及び建設業務に係る費用が不適当となったと認めたとき」とは、上記 d に示す入札日の指數と当該時点に属する月の指數（この場合の指數は、直近の速報値とすることを可とする。）との比（上記 c の α に相当する率）の絶対値が 1,000 分の 15 を超える時をいう。
 - f. 設計・建設期間中に、指數の基準年が改定された場合は、改定後の基準年に基づく指數により計算を行うものとする。
- (イ) 上記(ア)の規定による請求は、本規定によりサービス購入料Aの変更を行った後、再度行うことができる。この場合、上記(ア)～(ウ)において「事業契約締結の日」及び「入札日」とあるのは、「直前の本条項の規定に基づくサービス購入料変更の基準日」と、読み替えるものとする。

(4) サービス購入料Bの改定

ア 物価変動等に伴う改定

(ア) 改定方法

下記(イ)に示す価格指數又は料金について、前回改定時に比べて 1.5%以上の変動が認められる場合に、サービス購入料Bを次の算式に基づき改定する。

なお、対象となる業務ごとに算定を行い、サービス購入料を改定するものとする。

$$AP_n = AP_r \times \frac{CSP_{n-2}}{CSP_r} \quad \text{ただし} \quad \left| \frac{CSP_{n-2}}{CSP_r} - 1 \right| \geq 1.5\%$$

AP_n : 改定後の支払額

A P_r : 前回改定後の支払額（初回は提案に示された支払額）

C S P I_{n-2} : 改定時前年度の価格指数・料金

C S P I_r : 前回改定時の前年度の価格指数・料金

(初回は提案を受けた年度の価格指数・料金)

(イ) 改定の手続

S P Cは、毎年度 7月末日までに、指標値の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス購入料Bの合計金額を市へ報告し、市の確認を受けるものとする。改定を行わない場合も同様である。

(ウ) 価格指数・料金

上記(ア)で用いる物価変動の価格指数・料金は下表に示すとおりである。指標は、入札参加者の提案を踏まえて、市との協議により変更することも可能である。

サービス購入料	対象となる費用	使用する価格指数・料金
サービス購入料B	維持管理業務及び運営業務に係る費用のうち人件費（光熱水費を除く）	岡山県最低賃金（厚生労働省岡山労働局）
	維持管理業務及び運営業務に係る費用（人件費・光熱水費を除く）	「企業向けサービス価格指数」—建物サービス—（日本銀行調査統計局より）
	電気料金	「国内企業物価指数」—電力・都市ガス・水道（物価指数統計月報・日本銀行調査統計局）の内訳指数の「電力」
	水道料金	倉敷市水道料金（倉敷市水道局）
	プロパンガス	「品目別価格指数」—プロパンガス（消費者物価指数・全国・総務省統計局）
	灯油	「品目別価格指数」—灯油（消費者物価指数・全国・総務省統計局）

イ 山の学習利用者数変動に伴う改定

(ア) 改定方法

維持管理業務及び運営業務に係るサービス購入料Bについては、利用者の増減

を踏まえてサービス購入料の増額又は減額を行う。予約時の延べ宿泊者数が別紙6の2「利用想定」に示した合計延べ宿泊者数に比べて年間5%以上の変動が認められる場合に、以下の式に基づきサービス購入料Bを改定するものとする。

$$Y = X + W \left(1 - \frac{Z}{Z'} \right)$$

- Y : 山の学習利用者数変動による改定後の年間支払額
X : 物価変動による改定後の年間支払額
W : 提案時山の学習収入年間見込額（施設利用料金及び食事代）
Z : 予約時の山の学習延べ宿泊者数
Z' : 入札説明書別紙に示す山の学習収入年間延べ宿泊者数

(イ) 改定の手続

S P Cは、毎年度11月末日までに、翌年度の山の学習利用延べ利用者数がわかる資料を添付して翌年度のサービス購入料Bの合計金額を市へ報告し、市の確認を受けるものとする。改定を行わない場合も同様である。

(5) 業務内容又は業務範囲の見直しによる改定

制度の変更等により予定していた業務が必要でなくなった場合などに、市はS P Cに対して、隨時その旨の通知を行い、業務内容又は業務範囲を変更し、サービス購入料の見直しを求めるものとする。

(6) 消費税及び地方消費税の変動による改定

消費税率及び地方消費税率の税率変更があった場合には、サービス購入料について、その変更内容に合わせて改定するものとする。

別紙2 モニタリング及びサービス購入料Bの減額方法等

1 モニタリング実施における基本的考え方

市は、S P Cから提供されるサービスが、事業契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ、要求水準及び提案内容（以下「要求水準等」という。）を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。市は、モニタリングの結果、S P Cが提供するサービスが要求水準に達していない場合、サービス購入料Bの減額を行うとともに、改善勧告を行い、要求水準を達成するよう求めるものとする。状況を改善することができない場合、あるいは、S P Cが改善勧告に従わない場合、市は、指定管理者の指定を取り消し、事業契約を終了することもある。

なお、モニタリングは、サービス購入料Bの減額を目的とするものではなく、市とS P Cとの対話を通じて、本施設の状態を、利用者が安全・便利に利用できる水準に保つことを目的として実施するものである。

2 維持管理業務及び運営業務の要求水準未達の場合の措置

(1) 改善勧告

モニタリングの結果、要求水準が未達成の場合、市はS P Cに対して業務の改善に関する勧告を行う。また、市は、S P Cに改善勧告を行っても改善がなされない場合は、改善勧告を再度行う。

(2) 改善計画書の提出

S P Cは、市からの改善勧告を受けた場合、直ちに改善計画書を作成し、市に提出すること。市は、当該計画書により、業務の改善が可能であると認めた場合、直ちにこれを承認する。なお、承認に当たって、市は改善計画書の変更を求めることができる。また、市はS P Cと協議の上、改善勧告に対する改善予定期限を決定する。

(3) 業務改善の実施及び改善状況の確認

S P Cは、市の承認を受けた後、改善計画書に基づき、直ちに業務の改善を実施し、市に報告すること。市は、S P Cから改善の報告を受け、隨時モニタリングを実施し、要求水準未達成の改善状況を確認する。

改善の確認ができない場合には、市は再度、改善勧告の手続きを行うことができる。

同一の原因に起因する同一事象で、2回以上の改善勧告が出された場合は、市は業務担当者の変更、又は業務実施企業の変更を求めることができる。

また、次の場合においては、事業契約の一部の終了、又は指定管理者の指定を取

り消し、事業契約の終了の手続きに移行することができる。

- ア SPCから改善計画書の提出がない場合
- イ 同一の原因に起因する同一事象での改善勧告回数が既に2回出されており、改善が不可能と判断される場合
- ウ 本事業の実施に当たって重大な支障があると認められる場合

(4) 改善費用の負担

要求水準未達成の場合は、市とSPCは、相互に協力し状況の改善に努めるものとする。その後、事態発生に至った責任の所在を明らかにし、市側の責めに帰すべき場合は協議の上、SPCに生じた費用を市が負担する。その他の場合にあっては、改善に要した費用はSPCが負担するものとする。

3 サービス購入料Bの減額

(1) 支払の減額の基本的な考え方

市は、SPCの実施する業務が要求水準を達成していないことを確認した場合は、SPCに改善勧告を行うと同時に、減額ポイントを毎月加算する。加算された減額ポイントの累積を計算し、サービス購入料Bの支払対象期間内に減額ポイントが一定値に達した場合には、サービス購入料Bの減額を行うものとする。

なお、要求水準未達成の場合とは、次に示す状態と同等の事態をいい、事象例は5で示すとおりである。

ア 重大な事象

要求水準未達成がSPCの責めに起因し、利用者又は本事業を実施する上で明らかに重大な支障がある場合

イ それ以外の事象

- (ア) 要求水準未達成がSPCの責めに起因し、本事業を実施することはできるが、明らかにサービス水準の低下が認められる場合
- (イ) 上記(ア)の恐れがある場合
- (ウ) その他、定められた要求水準のいずれかを満たしていない場合

(2) 減額ポイントを加算しない場合

次のいずれかに該当する場合は、減額ポイントを加算しないものとする。

- ア やむを得ないと市が認める原因により減額の対象となる事態が生じた場合で、かつ事前に市に連絡があった場合
- イ 明らかにSPCの責めによらない原因によって減額の対象となる事態が生じた場合

(3) サービス購入料Bに係る減額

ア 減額ポイントの対象となる業務

減額ポイントの対象は、サービス購入料Bとする。

イ 減額ポイント

減額ポイントの値は次のとおりとする。ただし、支払対象期間内に同じ原因で要求水準を満たしていない場合（同一支払時期内での再発の場合）、加算するポイントは、減額ポイントに再発回数を乗じた数値とする。

事象	減額ポイント
重大な事象	20ポイント
それ以外の事象	3ポイント

ウ 減額ポイントの支払額への反映

市は、モニタリングによりＳＰＣの業務が要求水準を満たしていないと判断した場合、減額ポイントを加算し、次のとおりサービス購入料Bの支払額へ反映するものとする。

(ア) モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、市は毎月、減額ポイントを加算し、ＳＰＣに通知する。

(イ) 支払対象期間内に加算された減額ポイントの累積数を計算し、下表に従い減額割合を算出する。

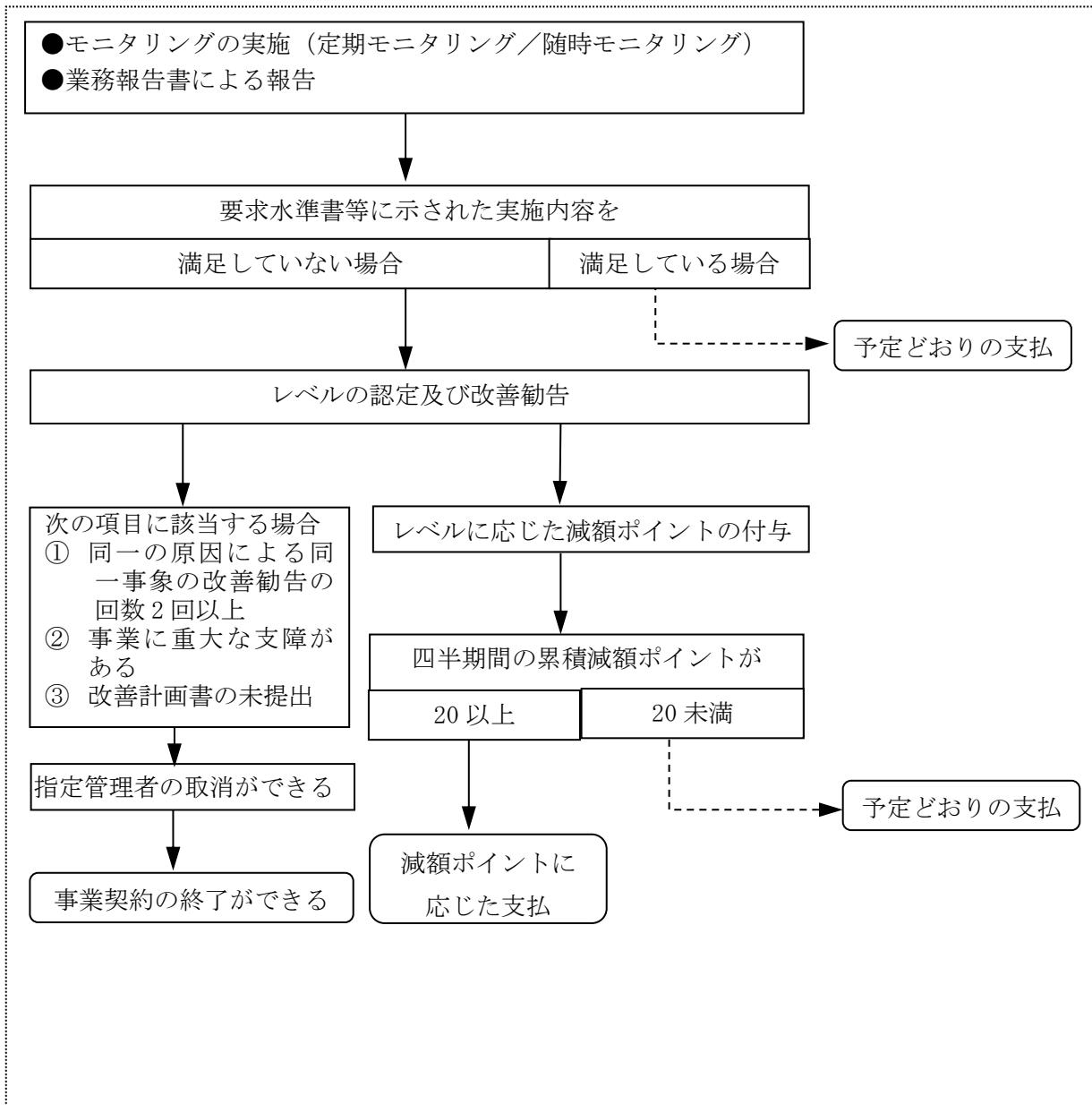
累積減額ポイント	減額割合の算定方法	減額割合
20 ポイント未満	0%	0%
20 ポイント以上 60 ポイント未満	1ポイントを超えるごとに0.5%減額 (20 ポイントで 0.5%)	0.5%～20%
60 ポイント以上 99 ポイント未満	1ポイントを超えるごとに1.0%減額 (60 ポイントで 21%)	21%～60%
99 ポイント以上	—	60%

(ウ) 次式によりサービス購入料Bの減額金額を算定し、減額後の支払額をＳＰＣに通知する。

$$\text{減額金額} = \text{支払対象期間内のサービス購入料B} \times \text{減額割合}$$

- (イ) 当該四半期間に合計された減額ポイントは支払対象期間ごとに算定し、次の支払対象期間に持ち越さないものとする。
- (オ) S P Cは、必要に応じ、減額の対象となった業務について市に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には申立てを行うことができるものとする。

4 維持管理・運営期間中のモニタリングから改善勧告、減額等への流れ



※ 同一の原因に起因する同一事象で2回目以上の再発の場合には、市は業務担当者の変更又は業務実施者の変更を求めるものとする。

5 減額対象となる事象例

対象となる業務		重大な事象	それ以外の事象
維持管理業務	建築物保守管理業務	・業務の未実施 ・故意による業務の放棄 ・業務を適切に実施しなかつたために、重大な事故や施設の損壊等が発生した場合 ・不法行為 ・市への虚偽報告 ・安全措置の不備による人身事故の発生	・業務の不備 ・業務報告の不備 ・関係者への連絡の不備など
	建築設備保守管理業務		
	外構施設等保守管理業務		
	備品等保守管理業務		
	清掃・環境衛生管理業務		
	警備業務		
	修繕・更新業務	など	
運営業務	学校利用等管理業務	・業務の未実施 ・故意による業務の放棄 ・業務を適切に実施しなかつたために、重大な事故や施設の損壊等が発生した場合 ・不法行為 ・市への虚偽報告 ・不公平な予約受付 ・安全措置の不備による人身事故の発生	・業務の不備 ・業務報告の不備 ・関係者への連絡の不備など
	一般利用等管理業務		
	食事等の提供業務		
	物販業務	など	

別紙3 計画地案内図



別紙4 現在の運営形態

項目	内容		運営形態
維持管理業務	建築物保守管理業務		市にて直営
	建築設備保守管理業務		民間事業者に業務委託
	外構施設等 保守管理業務	病害虫駆除（植栽）	民間事業者に業務委託
		その他	市にて直営
	備品等保守管理業務		市にて直営
	清掃・環境衛生管理業務	清掃	地元（団体）が業務請負
		合併浄化槽管理業務	民間事業者に業務委託
		その他	市にて直営
	警備業務		地元（個人）が業務請負
	修繕・更新業務		市にて直営
運営業務	学校利用等管理業務		市にて直営
	一般利用等管理業務		市にて直営
	食事等の提供業務		独立採算で民間事業者が実施
	物販業務		独立採算で民間事業者が実施

別紙5 利用料金等の設定

項目		学校利用 ^{※1※2}	一般利用
施設利用料金 (シーツ料込 み)	宿泊	市内:800円 市外:1,200円	民間事業者の 提案による ^{※4}
	日帰り	市内:400円 市外:600円	
その他施設利 用に係る料金	プログラム料金	無料 ^{※3}	民間事業者の 提案による ^{※5}
	貸室料金	無料	
	備品貸出料金	無料	

※1:就学援助対象児童については、施設利用料金を免除とする。なお、平成28年度5月1日現在、小学校全児童数27,331人中、就学援助対象者児童数は2,716人である。

※2:学校利用の施設利用料を、「倉敷市少年自然の家条例」に定める施設の使用料（利用料金）として定める予定である。

※3:プログラムに係る材料費を実費にて徴収することは可とする。

※4:市外利用者の施設利用料金は市内利用者の施設利用料金の2割増し以上とすること。

※5:一般利用にあっては、利用者より徴収するその他施設利用に係る料金の項目についても民間事業者の提案とする。

別紙6 山の学習利用者数

1. 過去実績（宿泊実人数）

分類		平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	市内	4,756	4,783	5,255
	市外	406	492	357
中学校	市内	1,043	1,033	846
	市外	530	573	580
合計		6,735	6,881	7,038

2. 利用者想定

◆宿泊者数

	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	H43年度	H44年度	H45年度	H46年度	H47年度	H48年度
宿泊実人数(市内)	9,161	9,289	5,657	5,627	5,502	5,627	5,502	5,627	4,929	5,040	4,929	5,040	4,929	4,614	4,512
延べ宿泊者数(市内)	10,376	10,538	6,872	6,842	6,684	6,842	6,684	6,842	5,987	6,129	5,987	6,129	5,987	5,610	5,481
宿泊実人数(市外)	1,506	1,538	1,055	1,057	1,026	1,057	1,026	1,057	919	947	919	947	919	867	841
延べ宿泊者数(市外)	1,530	1,562	1,079	1,081	1,049	1,081	1,049	1,081	940	968	940	968	940	886	861
合計宿泊実人数	10,667	10,827	6,712	6,684	6,528	6,684	6,528	6,684	5,848	5,987	5,848	5,987	5,848	5,481	5,353
合計延べ宿泊者数	11,906	12,100	6,712	7,922	7,733	7,922	7,733	7,922	6,928	7,097	6,928	7,097	6,928	6,496	6,342

◆学校数

	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	H43年度	H44年度	H45年度	H46年度	H47年度	H48年度
小学校	3泊4日	1校													
	2泊3日	13校													
	1泊2日(6年生を含む)	4校	5校	4校	4校										
	1泊2日(4年生)	48校													
小計		66校	67校	66校	66校										
中学校	1泊2日	13校													
	小計	13校													
合計		79校	80校	79校	79校										

※閉館期間中に山の学習該当学年にあたる児童受入のため、平成34年度、平成35年度は1泊2日(4年生)46校は2学年を受け入れることを予定している。

※支援学校、ふれあい教室除く。

◆実人数宿泊者数内訳

		H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度	H41年度	H42年度	H43年度	H44年度	H45年度	H46年度	H47年度	H48年度
小学校	3泊4日宿泊実人数	80	80	80	78	78	78	78	70	70	70	70	70	64	64	
	2泊3日宿泊実人数	1,079	1,113	1,079	1,082	1,049	1,082	1,049	1,082	1,049	969	940	969	940	888	860
	1泊2日宿泊実人数	8,082	8,208	4,127	4,137	4,014	4,137	4,014	4,137	3,596	3,706	3,596	3,706	3,596	3,392	3,292
中学校	1泊2日宿泊実人数	1,426	1,426	1,426	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387	1,242	1,242	1,242	1,242	1,137	1,137	

別紙7 施設利用者数実績

1. 平成27年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用実人数	利用実人数	1,611	1,761	1,704	1,190	1,610	2,102	2,624	911	458	203	830	518
	合計	834	1,468	1,625	691	927	1,718	2,010	634	200	173	697	298
	市内	2	1	1	19	14	11	21	208	12	51	268	45
	乳幼児												
	少年	454	1,149	1,369	403	633	1,418	1,638	250	118	52	255	169
	その他	378	318	255	301	280	289	351	176	70	70	174	84
	合計	777	293	79	499	683	384	614	277	258	30	133	220
	市外	5	0	0	10	19	0	161	21	37	0	1	7
	乳幼児												
	少年	363	235	6	310	469	315	328	204	107	0	48	57
体育館	その他	409	58	73	179	195	69	117	52	114	30	84	156
	団体数	17	17	18	22	32	21	26	7	4	3	8	7
	利用人数	1,349	1,746	1,538	1,074	1,558	1,722	1,926	545	183	127	758	302
	宿泊延人数	1,334	1,639	2,357	1,196	1,176	2,293	2,013	392	302	99	145	622
	合計	659	1,400	2,289	831	440	1,913	1,813	352	132	99	65	257
宿泊延人数	市内	0	0	1	14	4	1	20	1	0	0	0	12
	乳幼児												
	少年	493	1,279	2,040	434	359	1,697	1,618	312	125	99	50	146
	その他	166	121	248	383	77	215	175	39	7	0	15	99
	合計	675	239	68	365	736	380	200	40	170	0	80	365
利用延人数	市外	139	8	0	3	21	0	1	0	0	0	0	8
	乳幼児												
	少年	209	171	6	248	524	314	165	26	115	0	38	72
	その他	327	60	62	114	191	66	34	14	55	0	42	285
	利用延人数	2,971	3,459	4,007	2,378	2,772	4,281	4,453	1,303	758	302	638	1,120
利用延人数	合計	1,524	2,863	3,860	1,514	1,381	3,631	3,955	986	330	272	425	555
	市内	2	1	2	33	19	12	41	209	12	51	218	57
	乳幼児												
	少年	947	2,430	3,399	832	999	3,115	3,390	562	257	151	120	315
	その他	575	432	459	681	363	504	524	215	61	70	87	183
市外	合計	1,447	596	147	864	1,400	769	498	317	428	30	213	565
	乳幼児	5	0	0	13	39	0	118	21	37	0	1	15
	少年	703	470	12	558	984	634	296	230	231	0	86	129
	その他	739	126	135	293	377	135	135	66	160	30	126	421

2. 平成28年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用実人数	利用実人数	754	2,106	1,515	1,164	1,527	1,929	2,434	1,176	262	121	372	395
	合計	561	1,461	1,403	544	865	1,536	2,205	830	113	35	323	278
	市内	7	3	17	7	7	27	8	62	31	0	126	4
	乳幼児												
	少年	247	994	1,120	333	634	1,119	1,813	633	39	32	87	192
	その他	307	464	266	204	224	390	384	135	43	3	110	82
	合計	193	645	112	620	662	393	229	346	149	86	49	117
	市外	0	3	0	8	18	0	0	37	2	28	0	6
	乳幼児												
	少年	176	498	33	283	437	334	165	220	101	28	1	99
体育館	その他	17	144	79	329	207	59	64	89	46	30	48	12
	団体数	6	7	9	7	11	10	5	5	0	1	3	5
	利用人数	638	983	752	448	644	755	391	380	0	34	60	263
	宿泊延人数	445	1,812	2,349	1,451	1,641	1,868	2,162	940	136	148	0	359
	合計	241	1,200	2,250	721	751	1,460	1,968	795	12	64	0	253
宿泊延人数	市内	0	0	9	1	4	1	0	5	1	0	0	4
	乳幼児												
	少年	195	1,122	1,983	352	634	1,284	1,787	715	5	64	0	149
	その他	46	78	258	368	113	175	181	75	6	0	0	100
	合計	204	612	99	730	890	408	194	145	124	84	0	106
利用延人数	市外	0	3	0	2	28	0	0	5	0	28	0	6
	乳幼児												
	少年	185	495	33	257	540	334	164	66	94	30	0	89
	その他	19	114	66	471	322	74	30	74	30	26	0	11
	利用延人数	1,199	3,763	3,755	2,636	3,156	3,616	4,602	2,130	398	189	372	712
市内	合計	802	2,506	3,630	1,286	1,610	2,814	4,179	1,639	125	99	323	489
	乳幼児	7	3	26	11	11	244	8	67	32	0	126	8
	少年	442	1,970	3,104	684	1,264	2,033	3,605	1,362	44	96	87	317
	その他	353	533	500	591	335	537	566	210	49	3	110	164
	合計	397	1,257	125	1,350	1,546	802	423	491	273	90	49	223
市外	乳幼児	0	6	0	10	44	0	0	10	2	28	0	12
	少年	361	993	38	540	977	668	329	318	195	32	1	188
	その他	36	258	87	800	525	134	94	163	76	30	48	23

3. 平成 29 年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
利用実人数	利用実人数	1,421	1,639	1,302	1,251	1,369	2,308	2,410	1,343	84	324	248	518
	合計	1,097	1,008	1,216	920	875	1,922	2,089	1,172	82	89	224	401
	乳幼児	0	1	5	19	16	24	31	185	13	2	21	61
	少年	489	877	914	569	538	1,480	1,740	728	35	63	129	223
	その他	608	130	297	332	321	418	318	259	34	24	74	117
	合計	324	631	86	331	494	386	321	171	2	235	24	117
	乳幼児	0	0	1	3	22	0	0	0	1	32	0	0
	少年	296	412	47	209	301	344	289	150	0	110	1	35
	その他	28	219	38	119	171	42	32	21	1	93	23	82
	体育館	8	8	9	9	9	18	24	9	0	7	0	4
宿泊延人数	利用人数	944	1,093	596	630	568	1,443	2,048	901	0	209	0	175
	宿泊延人数	1,440	1,596	2,016	1,024	1,224	1,850	2,014	672	0	208	0	419
	合計	1,116	1,104	1,901	671	591	1,532	1,820	667	0	73	0	219
	市内	乳幼児	0	0	4	7	1	0	0	3	0	0	3
	少年	487	1,021	1,691	378	491	1,354	1,662	603	0	70	0	144
	その他	629	83	206	286	99	178	158	61	0	3	0	72
	合計	324	492	115	353	633	318	194	5	0	135	0	200
	市外	乳幼児	0	0	1	3	35	0	0	0	0	0	0
	少年	296	411	72	250	386	286	170	5	0	79	0	53
	その他	28	81	42	100	212	32	24	0	0	56	0	147
利用延人数	利用延人数	2,806	3,460	3,316	2,397	2,619	4,295	4,473	1,994	84	564	248	945
	合計	2,158	2,336	3,116	1,851	1,483	3,590	3,958	1,813	82	194	224	620
	市内	乳幼児	0	1	9	26	18	23	31	188	13	21	64
	少年	976	2,102	2,605	1,120	1,029	2,980	3,437	1,359	35	154	129	367
	その他	1,182	233	502	705	436	587	490	266	34	38	74	189
	合計	648	1,124	200	546	1,136	705	515	181	2	370	24	325
	市外	乳幼児	0	0	2	6	57	0	0	1	32	0	0
	少年	592	823	119	339	687	630	459	155	0	189	1	88
	その他	56	301	79	201	392	75	56	26	1	149	23	237

※山の学習利用者を含む。

※利用実人数：宿泊利用の一番多い日の数＋日帰り利用の延人数

※宿泊延人数：宿泊利用の延人数

※利用延人数：宿泊利用の延人数＋最終泊日の人数＋日帰り利用の延人数